

紹介

長期失業者等総合支援事業の概要と効果

野村 栄一

(厚生労働省首席職業指導官)

目次

- I 事業実施の背景
- II 事業の対象地域
- III 対象者
- IV 支援内容
- V 支援期間
- VI 安定所の対応
- VII 事業の運営
- VIII 事業の実施状況と効果

I 事業実施の背景

総務省の『労働力調査』によれば、完全失業者のうち「仕事がない状態で、仕事を探し始めたり、事業の開始の準備をはじめたりしてからの期間」である失業期間が1年以上の者の数は、2009年において月平均で96万人であったものが、2010年には121万人に急増し、その後も100万人を超える高水準が続く状況となっていた(図1)。

こうした厳しい状況にあって、失業期間のさらなる長期化も懸念される中、長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して再就職支援の充実・強化を図るため、公共職業安定所(以下「安定所」という)による職業紹介を基軸としつつ、これに加えて、民間職業紹介事業者への委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミ

ナー、職業紹介や職場定着支援などの就職支援を総合的に行う「長期失業者等総合支援事業」(以下「事業」という)が、2011年度第三次補正予算により、実施されることとなった。

安定所と事業を委託する民間職業紹介事業者(以下「受託者」という)との連携の状況も含めた事業の概要は、図2のとおりであり、本稿では、安定所がこの事業により、民間職業紹介事業者のノウハウも活用しながら、長期失業者に対する就職支援にどのように取り組んでいるかを概観、紹介する。

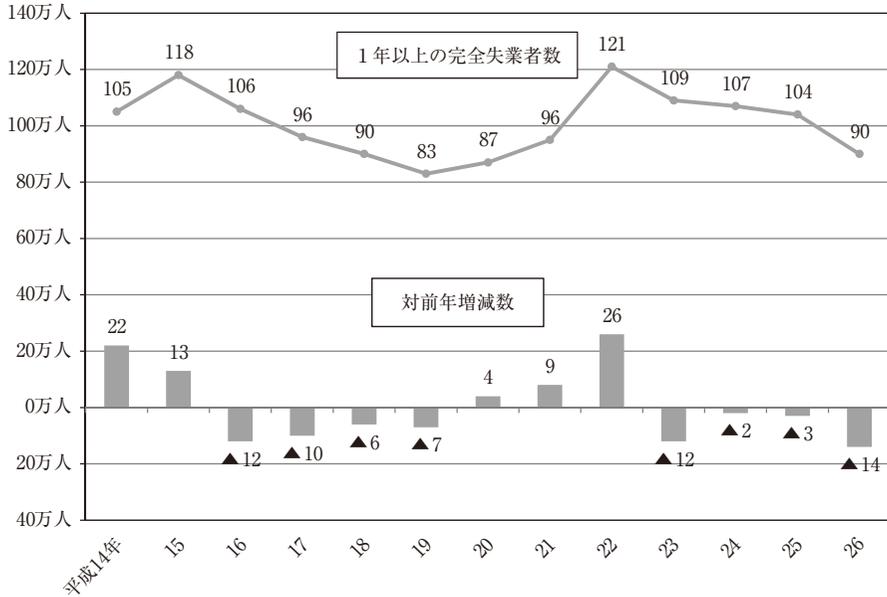
II 事業の対象地域

2014年度においては、大都市圏の北海道労働局、埼玉労働局、千葉労働局、東京労働局、神奈川県労働局、愛知労働局、大阪労働局、兵庫労働局、広島労働局、福岡労働局の管内と、東日本大震災の被災地域である岩手労働局、宮城労働局、福島労働局の管内及び福島県からの避難者が多い山形労働局、新潟労働局管内で事業を実施している。

III 対象者

事業の対象者は、支援開始月の前月の末日時点において、次のすべてに該当する安定所の求職者としている。

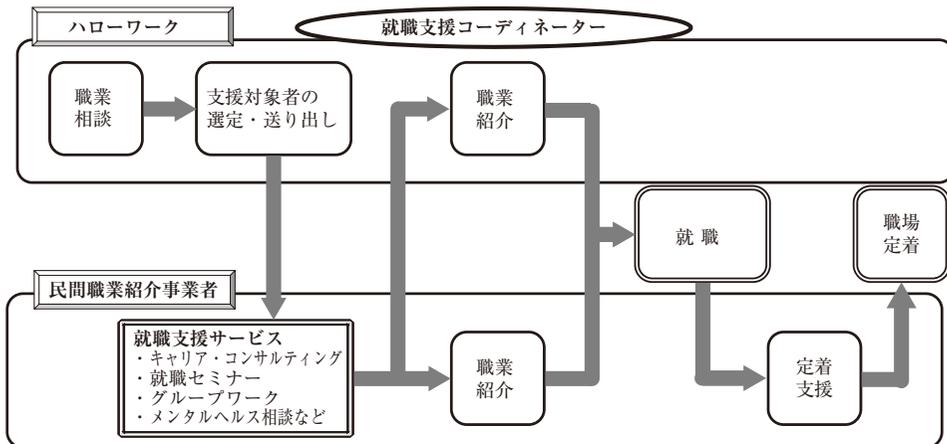
図1 失業期間が1年以上の完全失業者数の推移



出所：『労働力調査（詳細集計）』、14～25年は年平均、26年は1～3月期平均

図2 長期失業者等総合支援事業

- 離職後1年以上の長期失業者及び長期失業に至る可能性の高い求職者に対して、ハローワークが実施する職業紹介を基軸に、民間職業紹介事業者委託によるキャリア・コンサルティング、就職セミナー、職場定着支援などの就職支援を総合的に実施
- 平成26年度実施地域 計15地域
(北海道、岩手、宮城、福島、山形、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、愛知、大阪、兵庫、広島、福岡)



【支援期間】
就職支援6カ月＋職場定着支援3カ月

①離職期間が1年以上経過している者、又は離職期間は1年未満であるが長期失業が見込まれ、事業を利用することが適当であると安定所長が認めた者

②65歳未満の者

③職業相談の回数や職業紹介件数等からみて、安定所で求職活動に積極的に取り組んできた者

④民間職業紹介事業者による支援の利用を希望する者

⑤過去に事業による支援を受けたことがない者又は現在、他の安定所で事業の対象となっていない者

⑥職業訓練を受講中、又は受講予定となっていない者

IV 支援内容

事業を実施する都道府県労働局（以下「労働局」という）は、事業年度ごとに、事業を適切に実施する能力を有すると認められる民間職業紹介事業者の中から、受託者を選定し、受託者は、安定所から紹介を受けた求職者（以下「対象者」という）に対して、次の支援を実施する。

1 就職支援

(1) オリエンテーション

支援開始日にオリエンテーションを行い、支援の内容、スケジュールや利用方法等について説明するとともに、対象者の状況確認や職業適性検査等を実施する。

また、オリエンテーション後速やかに、初回のキャリア・コンサルティングを行い、対象者個別に「再就職支援計画」を作成する。

この再就職支援計画では、把握された対象者の求職活動状況、就職支援の課題・方針、求職活動のスケジュール、就職の目標時期、支援メニューの構成を定め、その後、支援の進捗状況を踏まえて、対象者と相談しつつ、必要に応じて内容を見直し、変更を加えていくこととなる。

就職支援に当たって受託者は、対象者からの申出を待つだけでなく、対象者の状況に応じて、各種支援を能動的に提案し、併せて対象者の求職

活動の意欲を維持させるための取組を行うとともに、対象者が早期就職を希望している場合は、再就職支援計画の変更及びカリキュラムの前倒し実施など、可能な限り対象者の希望に応じて柔軟に対応することとしている。

(2) キャリア・コンサルティング

それぞれの対象者を担当するキャリア・コンサルタントを選任して、マン・ツー・マンの担当者制によるキャリア・コンサルティングを実施する。その中で、対象者の状況や希望に応じて、履歴書・職務経歴書等の応募書類の添削、模擬面接、面接結果の振り返り等からなる面接指導などの個別相談・指導も行う。

また、キャリア・コンサルティングは、原則として対面により行うが、対象者から希望があった場合に限っては、電話又は電子メール等により相談を行うこともできるとしている。

(3) 就職セミナーによる集団指導

求職活動に当たっての心構え、自己理解・職務経歴の棚卸し、労働市場の理解、職業の理解、求職活動を効果的に行うためのノウハウ（履歴書・職務経歴書の作成方法、面接の受け方等）、パソコン講習など、講義や実習を通じて知識の付与、職業意識の啓発を図る。

(4) グループワーク

キャリア・コンサルタントの指導のもと、対象者同士が求職活動に関する意見交換、情報交換を行うことを通じて、相互の交流を図ることによって就職意欲を高める。なお、初回のグループワークは、原則として支援開始日に行うこととしている。

(5) 生活習慣に関する相談・指導

対象者の状況・希望に応じて、求職活動及び職業生活に必要な生活習慣の改善に関する支援を、セミナーによる集団指導や対面による個別相談等で行う。

(6) メンタルヘルス相談

対象者の状況・希望に応じて、心理・医療の専門職（臨床心理士、精神保健福祉士、精神科医、保健師又は看護師）による求職活動に係るメンタル面のサポートを、セミナーによる集団指導や対面による個別相談等で行う。

2 求人開拓, 求人情報の提供, 職業紹介

(1) 求人開拓, 求人情報の提供

個々の企業に安定所への求人申込みを積極的に働きかけることにより求人の確保を図る手法を求人開拓と呼んでおり, そのうち, 個々の求職者のために, その希望条件に適合する求人を確保することを目的として行うものを個別求人開拓としている。本事業では, 対象者に求人開拓の担当者を選任し, 個々の対象者の適性・希望に応じて, 個別求人開拓を行い, 求人情報を提供することとしている。

(2) 職業紹介

開拓した求人をもとに, 対象者の適性・希望に適合する求人への職業紹介を行う。その際, 必要な場合は, 対象者の求職条件に応じて, 求人条件の緩和を求人事業主へ働きかける。

なお, 対象者が希望する場合に限って, 安定所の受理求人を職業紹介に活用することができるが, その場合は, 受託者が, 安定所に求人を提出した事業主から改めて求人を受理するとともに, 対象者に対しては, 安定所の受理求人である旨を伝えた上で, 対象者の希望を踏まえて紹介し, 就職が決定した場合は, 速やかに安定所に連絡することとしている。

3 職場定着支援

対象者の就職後において, 職場定着支援として, 職場内の労働問題や, メンタルヘルス, キャリア形成等に関する個別相談を行うこととしている。この職場定着支援は, 就職した日から1カ月以内に開始し, それ以降1カ月以内ごとに1回以上, 計3回以上実施することとしており, 原則として対面により行うが, 対象者から希望があった場合に限って, 電話, 電子メール又は郵便等により相談することもできるとしている。

また, 職場定着支援は, 受託者の職業紹介による就職か否か, 就職が常用雇用であるか否かを問わず, 原則としてすべての就職者に対して行うが, 対象者から支援を希望しない旨の申出があった場合に限っては, 支援を行わないこともできるとしている。

なお, 職場定着支援を実施したか否かを問わず, 就職した日から3カ月経過時に, 受託者が職場定着の状況を確認し, 労働局に報告することとしている。

V 支援期間

支援期間は, 支援開始月から起算して9カ月目の月の末日まで(最長9カ月)であり, そのうち, 上記Ⅳ1, 2の就職支援, 職業紹介等については, 支援開始月から起算して6カ月目の月の末日まで(最長6カ月), Ⅳ3の職場定着支援については, 就職した日から3カ月間としている。

ただし, 対象者の申出による支援の中断, 職場定着支援の終了, 職業訓練の受講等により支援の必要性がなくなった場合は, その時点で当該対象者の支援を終了することができる。

VI 安定所の対応

安定所は, 受託者に支援を依頼した対象者の状況を適宜把握し, 必要に応じて, 担当者制による就職支援, 計画紹介, 来所勧奨型紹介, 対象者の職務経歴書を用いた個別求人開拓を行うことで, 受託者の行う就職支援との相乗効果を生じさせ, 対象者の早期再就職を図ることとしている。

なお, ここで「計画紹介」とは, 安定所が主体的に求職者に対して応募を推奨する求人を選定し, その求人条件に適合する求職者が職業相談のために来所した場合に, 当該求職者に対して積極的に応募を提案し, 職業紹介に結びつけるものである。また, 「来所勧奨型紹介」は, 安定所側が個別の求職者に適合する求人を選定して求職者に提案し, 当該求職者の応募の意向を確認のうえ, 安定所への来所を勧奨し, 職業相談等を行って職業紹介する方法である。

対象者は, 事業の利用に当たって, 安定所に毎月1回来所し職業相談を受けることとしているので, 安定所は求職活動の状況, 受託者による支援の状況等を聴取した上で, これらの情報を対象者に対する求人の提案・職業紹介, 受託者に対する指導・助言に活用する。

また、就職支援の期間の終了後、未就職の対象者に対しては、本人の希望を確認したうえで、安定所においてフォローアップ（来所勧奨型紹介、担当者制による支援、求人情報の送付等）を講じることとしている。

Ⅶ 事業の運営

1 就職支援コーディネーターの配置

事業を実施する労働局及び安定所には就職支援コーディネーターを配置している。この、就職支援コーディネーターは、キャリア・コンサルタント等の有資格者、企業の人事労務管理に関する知識・経験を有する者又は職業相談・職業紹介に関する知識・経験を有する者から採用・配置されており、労働局では、対象者の選定状況の管理、委託契約に関する事務補助、受託者や事業実施安定所との連絡調整、対象者や受託者等からの苦情・相談への対応等を行っている。

また、安定所に配置されている就職支援コーディネーターは、長期失業者等への事業の周知・説明、職業相談・職業紹介、対象者の選定や支援状況の把握、対象者や受託者等からの苦情・相談への対応等を行っている。

2 求職者に対する事業の周知・説明

安定所では、相談窓口又は電話での勧奨、リーフレットの配布又は郵送等により求職者に対する事業の周知を行い、事業の利用に関心を示した求職者にその詳細を説明する。その際、現在の就職活動の状況を省み、就職を目指すに当たって事業による支援が必要か十分に検討するよう本人に促す。

また、受託者の提供する就職支援は、あくまで就職活動のサポートを行うものであり、受託者と安定所の両支援を同時並行で活用することが重要となるため、事業の対象となった場合は、本人自らが受託者を積極的に活用するとともに、支援期間中も安定所の職業紹介を積極的に活用するよう促す。このため、上記Ⅵでも述べたとおり、事業の利用に当たっては、安定所に毎月1回は来所し、

職業相談を受ける必要があることを説明した上で「利用申込書」により対象者の承諾を得ることとしている。

さらに、事業の対象となった場合は、安定所から受託者に対し、本人の個人情報（氏名、生年月日、連絡先、資格・職歴、職業紹介の状況等）を通知することを説明している。

3 対象者の選定

安定所は、上記2の周知・説明を行った求職者のうち事業利用の意思を確認した者について、改めて上記Ⅲの要件を満たすことを確認したうえで対象者に選定し、労働局を通じて受託者に通知する。

Ⅷ 事業の実施状況と効果

以上で事業の概要を紹介してきたが、その実施状況をみると、平成24年度の支援開始者数は全体で4387人、平成25年度は4114人となっている。また、支援期間が終了している平成24年度の支援開始者についての就職件数は、合計2776件となっている。

労働局の担当者によれば、支援を受けた効果として対象者から、なぜ就職が決まらないかという課題把握から目標設定、目標に向けた取組み方に関する一連の相談が就職に結びついたこと、セミナーの受講により前向きな気持ちを取り戻しながら就職活動に取り組むことができたこと、同じように就職活動をしている方々と触れ合うことが良い経験となったり、コミュニケーション・スキルの向上に役立ったこと、希望職種の転換に際して職務経歴書の書き方の指導を受けたことが自身の整理に役立ち就職できたことなどが挙げられている。また、就職後の職場定着支援を手厚く行うことができることを事業のメリットとして挙げる担当者もある。

長期間にわたって失業状態となっている求職者等の早期再就職を実現するためには、例えば、労働市場の理解や自己理解を促進し、職業選択の幅を広げるよう働きかけたり、職務経歴の棚卸しを通じて自身のできることを改めて明確化すること

によって自信が得られるようにするなど、それぞれの求職者の状況に応じて、必要な支援メニューを組み合わせ、きめ細かく対応することが重要である。

こうした観点から、大量の求人と全国ネットワークを有する安定所の職業紹介を基軸としつ

つ、民間職業紹介事業者による、そのノウハウを活かした時間をかけた支援を組み合わせることにより、総合的な支援が行えるよう取り組んでいる。

のむら・えいいち 厚生労働省職業安定局首席職業指導官。